

質問第五七号

カンガルーケアの実施に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年二月十日

秋
野
公
造

参議院議長 西岡武夫殿

カンガルーケアの実施に関する質問主意書

カンガルーケアは母親が出産直後に胸元で一定時間抱くもので、海外では保育器不足の対策として始まったと言われており、我が国では、母子関係の向上や母乳育児の推進を目的として、普及してきたと言われている。しかし、カンガルーケアについては、新生児の呼吸が停止したなどの報道も見られるところ、日本産婦人科医会長崎県支部においては実施上の注意点をまとめたと聞いており、また、厚生労働省の第四回「授乳・離乳の支援ガイド（仮称）」策定に関する研究会においても、複数の委員より安全性について懸念する意見が表明されている。

一方、平成二十年度こども未来財団調査研究事業「妊娠・出産の安全性と快適性確保に関する調査研究」報告書においては、「カンガルーケアを行うことで原因不明のチアノーゼや気道閉塞などが相当数発症していることは事実であり、それを医療スタッフが気付くことで死亡事例に至らずにすんでいると捉えることもできる。これらの事例とカンガルーケアとの関連性も明らかにする必要がある。」との記載もある。そこで、カンガルーケアを安全に行うためには、同報告書のとおり事例検討を行うとともに、現時点においては事前の説明を行うことやカンガルーケア中の新生児に対するモニタリング体制等について注意喚起を行う等

の何らかの安全対策が必要ではないか。政府の見解如何。

右質問する。